平成２２年（フ）第１３５４号
神戸市東灘区御影塚町１丁目３番26号那古の浦パークハイツ40Ｅ号、従前の住所神戸市灘区新在家南町３丁目３番10号
債務者　神戸三和メーターこと　吉田　　明
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３７７号
神戸市垂水区青山台６丁目１番４―176号
債務者　岩佐　良憲
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３８２号
神戸市兵庫区梅元町９番14号梅花荘200号
債務者　南　　幸子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９４６号
兵庫県尼崎市大島２丁目19番２―506号
債務者　和田美佐子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８４号
鳥取県倉吉市福庭町１丁目25番地　ＵＳマンション202号
債務者　髙柴　聡司
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第９３８号
広島市南区東雲２丁目18番40―302号　山田ビル
債務者　角　　常博
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９３９号
広島市南区東雲２丁目18番40―302号　山田ビル
債務者　角　　孝子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９７２号
広島市西区観音新町１丁目７番67―101号　上河内アパート
債務者　田辺　直美（旧姓西岡）
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４５７号
広島市佐伯区湯来町大字伏谷21番地338
債務者　大中　憲和
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４５８号
広島市佐伯区湯来町大字伏谷21番地338
債務者　大中　潤子（旧姓花岡）
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５０１号
広島市佐伯区五日市中央５丁目７番９―302号
債務者　田村　久男
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６３６号
鹿児島県鹿児島市玉里団地３丁目47番２―105号
債務者　濱田　正信
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６５４号
鹿児島県鹿児島市吉野町740番地９
債務者　有薗　歌織
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７０４号
鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦639番地２
債務者　黒江　るみ
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１０１号
岐阜県美濃加茂市新池町２―２―36　セジュールタミ102、住民票上の住所岐阜県加茂郡川辺町下川辺461番地２
債務者　有本　雅子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月10日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第２４４号
滋賀県彦根市日夏町2700番地17
債務者　堤　　純子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月10日まで
大津地方裁判所彦根支部